

職高発第 0930001 号  
平成 17 年 9 月 30 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行（第 1 次  
施行分）について（通達）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）については、平成 17 年 7 月 6 日公布され、同日付け厚生労働省発職高第 0706001 号により、厚生労働事務次官より貴職あて通達されたところである。

改正法の平成 17 年 10 月 1 日施行に係る部分に関して、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成 17 年政令第 309 号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 153 号）が本日公布された。

さらにこれらの改正に伴い、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件の一部を改正する件（平成 17 年厚生労働省告示第 450 号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者介助等助成金の額等を定める件の一部を改正する件（平成 17 年厚生労働省告示第 451 号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等を定める件（平成 17 年厚生労働省告示第 452 号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件の一部を改正する件（平成 17 年厚生労働省告示第 453 号）」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める中途障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度中途障害者等職場適応助成金の額等を定める件を廃止する件（平成 17 年厚生労働省告示第 454 号）」が本日告示された。

これらの政令、省令及び告示は、改正法の第 1 次施行分とともに平成 17 年 10 月 1 日より施行又は適用されることとなっている。

これら改正法の第 1 次施行分及び関係政省令・告示等の概要については、下記のとおりであるので、事業主に対する周知等遺漏なきを期されるとともに、助成金制度の活用等を通じて障害者に対する職業指導・職業紹介と雇用率達成指導の一層の推進に努めら

りたい。

なお、改正法及び関係政省令・告示の施行又は適用に当たっては、都道府県の労働関係部局のみならず、福祉関係部局との連携にも留意されたい。

## 記

### 第1 障害者雇用促進施策と障害者福祉施策との有機的な連携（新法第6条関係）

国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するように努めなければならないものとしたこと。

特に、地域障害者就労支援事業、障害者就業・生活支援センター事業等の施策の推進に当たっては、関係する国及び地方公共団体の労働関係部局・福祉関係部局の連携を一層密にし、効果的な施策の推進を図ること。

### 第2 障害者職業センターと医療関係者との連携（新法第25条関係）

障害者職業センターは、精神障害者について職業評価等の業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携に努めるものとしたこと。

### 第3 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充

#### 1 障害者雇用継続助成金の整理統合（新法第49条第1項第2号及び第4号並びに第77条、整理政令第1条等関係）

##### (1) 趣旨

障害者雇用を進める事業主にとって利用しやすい制度となるよう、類似の助成金の整理統合を行うこととし、障害者雇用継続助成金を廃止し、同助成金を障害者雇用納付金制度に基づく助成金に統合することとしたこと。具体的には、障害者雇用継続助成金のうち中途障害者作業施設設置等助成金を障害者作業施設設置等助成金に、重度中途障害者等職場適応助成金を障害者介助等助成金に整理統合することとしたこと。

##### (2) 中途障害者作業施設設置等助成金の障害者作業施設設置等助成金への整理統合（新規則第18条第1項及び第35条、新作業施設助成金告示第1条並びに継続助成金廃止告示関係）

中途障害者作業施設設置等助成金の障害者作業施設設置等助成金への整理統合に伴い、中途障害者作業施設設置等助成金の支給要件、支給額その他の支給基準（以下「支給要件等」という。）の規定を、障害者作業施設設置等助成金の支給要件等の規定に統合することとしたこと。これに伴い、障害者作業施設設置等助成金のうち、中途障害者に係る職場復帰のための作業設備の設置（賃借による設置を除く。）又は整備にあつては、その限度額を「その設置又は整備に要する額に相当する額として450万円を超えない範囲で機構が定める額」とし、中途障害者に係る職場復帰のための設備の賃借による設置にあつては、その限度額を「その設置に要する額として13万円を超えない範囲で機構が定める額」とすることとしたこと。

- (3) 重度中途障害者等職場適応助成金の障害者介助等助成金への整理統合（新規則第20条の2第1項第1号及び第36条、新介助助成金告示第1条及び第3条並びに継続助成金廃止告示関係）

重度中途障害者等職場適応助成金の障害者介助等助成金への整理統合に伴い、重度中途障害者等職場適応助成金の支給要件等の規定を、障害者介助等助成金の支給要件等の規定に統合することとしたこと。

- (4) 関係規定の整理（整理政令第2条及び第3条並びに改正省令附則第3条及び第4条関係）

障害者雇用継続助成金の障害者雇用納付金制度に基づく助成金への整理統合に伴い、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定の整理を行うこととしたこと。

- (5) 経過措置（改正法附則第4条等関係）

障害者雇用継続助成金であって支給事由が平成17年10月1日前に生じたものに関しては、なお従前の例によることとしたこと。

## 2 障害者介助等助成金の拡充（新法第49条第1項第4号等関係）

- (1) 支給対象障害者の範囲の拡大及び名称の変更（新法第49条第1項第4号及び新規則第20条関係）

身体障害者については重度身体障害者に限定されていたところ、重度中途障害者等職場適応助成金の整理統合等に伴い、改正後は重度身体障害者に限定せず身体障害者全般を支給対象障害者としたこと。これに伴い、名称を「重度障害者介助等助成金」から「障害者介助等助成金」へ改めることとしたこと。

- (2) 職場介助者の継続的配置又は継続的委嘱に係る助成金の創設（新規則第20条の2第1項第2号ハ等関係）

### イ 趣旨

視覚障害者又は四肢機能障害者については、その障害特性から、職場介助者の配置又は委嘱から10年経過した後も、ノウハウの構築・体制の整備を十分に図ることが困難であることが多く、作業の実施に当たって職場介助者を要するという場合も存在する。したがって、職場介助者の配置又は委嘱を10年間行った後においても、障害を有するがために、職場介助者の配置・委嘱を行わなければ雇用の継続が特に困難である視覚障害者・四肢機能障害者について、継続して雇用するとともに、当該障害者について継続して職場介助者の配置又は委嘱の措置を行う場合に、障害者雇用納付金制度において助成を行うこととしたこと。

- ロ 支給対象事業主（新規則第20条の2第1項第2号ハ関係）

その雇用する視覚障害者（新規則別表第1第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）又は四肢機能障害者（新規則別表第3第6号又は第7号に掲げる者をいう。以下同じ。）について職場介助者の配置又は委嘱を行って10年間職場介助者に係る助成金を受給した事業主であって、引き続き当該障害者を継続して雇用し、かつ、当該障害者について当該配置又は委嘱を継続して行う事業主を支

給対象事業主としたこと。

ハ 支給額（新介助助成金告示第2条第3号関係）

- ① 事務的業務に従事する視覚障害者又は四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置又は委嘱

支給額は、職場介助者の配置又は委嘱に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額とし、配置の場合の限度額は1ヶ月につき13万円、委嘱の場合の限度額は委嘱1回につき9,000円（ただし、年間135万円を限度とする。）としたこと。

- ② 事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱

支給額は、職場介助者の委嘱に要する費用の額に3分の2を乗じて得た額とし、限度額は委嘱1回につき9,000円（ただし、年間22万円を限度とする。）としたこと。

ニ 支給対象期間（新介助助成金告示第3条第4号）

- ① 視覚障害者又は四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置

支給対象期間は、新介助助成金告示第3条第2号イ又は第3号イに規定する職場介助者の配置に係る助成金の支給対象期間（10年間）が終了した日の属する月の翌月から起算して5年の期間のうち当該職場介助者を配置している期間としたこと。

- ② 視覚障害者又は四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱

支給対象期間は、新介助助成金告示第3条第2号ロ又は第3号ロに規定する職場介助者の委嘱に係る助成金の支給対象期間（10年間）が終了した日の翌日から起算して5年の期間としたこと。

ホ 経過措置

- ① 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成10年労働省令第9号。以下「10年改正省令」という。）の規定によりなお従前の例によるとされた10年改正省令による改正前の重度障害者特別雇用管理助成金の支給に係る職場介助者の配置又は委嘱の措置については、新規規則第20条の2第1項第2号イ又はロの職場介助者の配置又は委嘱に係る措置とみなして、職場介助者の継続的配置又は継続的委嘱に係る助成金を支給することとしたこと。（改正省令附則第2条第3項関係）

- ② 平成17年10月1日前に、新介助助成金告示第3条第2号又は第3号に定める職場介助者の配置又は委嘱に係る支給対象期間（10年間）が終了している場合における新介助助成金告示第3条第4号に定める職場介助者の継続的配置又は継続的委嘱に係る助成金の支給対象期間の起算については、機構が別に定めることとしたこと。具体的には、継続的配置の場合は当該支給対象期間終了後、機構が職場介助者を初めて配置したと認めた日の属する月の翌月から起算することとし、継続的委嘱の場合は当該支給対象期間終了後、機構が職場介助者を初めて委嘱したと認めた日から起算すること

としたこと。なお、この場合にあつては、平成 17 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に職場介助者の継続的配置又は継続的委嘱に係る助成金の認定申請を行う必要があることとしたこと。（改正重度介助助成金告示附則第 2 項関係）

- (3) 手話通訳担当者の委嘱に係る助成金の改善（新介助助成金告示第 2 条第 4 号）  
現行制度においては手話通訳担当者の委嘱に係る助成金の年間支給限度額は 14 万 4,000 円となっているが、近年の支給実績に鑑みれば、支給額が年間支給限度額に達してしまい、結果として支給回数が制約されるケースも少なくないことから、助成金のより効果的な活用を図る観点から、年間支給限度額を 28 万 8,000 円に引き上げることとしたこと。
- (4) 在宅勤務コーディネーターに係る助成金の創設（新規則第 20 条の 2 第 1 項第 2 号チ等関係）

イ 趣旨

障害者の在宅勤務を採用している企業においては、在宅勤務障害者との日常的な連絡や社内関係部門及び取引先等との連絡調整のほか、在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計等を行うコーディネーター役が大きな役割を果たしている。このため、企業が在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理を行う在宅勤務コーディネーターを配置することについて、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を支給することとしたこと。

ロ 支給対象事業主（新規則第 20 条の 2 第 1 項第 2 号チ関係）

その雇用する在宅勤務障害者（障害者（則第 18 条第 1 項に規定する障害者をいう。）である労働者（重度身体障害者又は重度知的障害者の場合は短時間労働者を含み、精神障害者の場合は短時間労働者及び週労働時間が 15 時間以上 20 時間未満の者を含む。以下同じ。）であつて、その労働日の全部又は大部分を当該事業主の事業所に通勤することなく、自宅において業務に従事するものをいう。以下同じ。）の雇用管理及び業務管理の業務を担当する在宅勤務コーディネーター（雇用管理及び業務管理の業務について相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者に限る。以下同じ。）の配置又は委嘱を行う事業主を支給対象事業主としたこと。

ハ 在宅勤務コーディネーター

在宅勤務コーディネーター（雇用管理及び業務管理の業務について相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者）とは、障害者職業生活相談員の資格を取得した後、障害者である労働者に関する相談及び指導を 3 年以上行った者としたこと。

ニ 在宅勤務コーディネーターの業務内容

在宅勤務コーディネーターの業務内容は、在宅勤務障害者の雇用管理（勤怠管理、勤務時間管理、健康管理等）、在宅勤務障害者の業務管理（業務進捗管理、業務連絡、社内関係部門との連絡調整、クライアントとの連絡調整等）並びに在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計及び就業規則等の整備としたこと。

ホ 支給額（新介助助成金告示第 2 条第 8 号関係）

支給額は、在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱に要する費用の額に4分の3を乗じて得た額とし、配置の場合の限度額は支給対象障害者1人当たり1ヶ月につき5万円（ただし、在宅勤務コーディネーター1人当たり1ヶ月につき25万円を限度とする。）、委嘱の場合の限度額は支給対象障害者1人当たり委嘱1回につき3,000円（ただし、在宅勤務コーディネーター1人当たり1年につき225万円を限度とする。）としたこと。なお、当該額に在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理に係る制度の整備（機構が定める初回の整備に限る。）につき10万円を加えて得た額を支給額とすることとしたこと。

へ 支給対象障害者1人当たりの支給対象期間（新介助助成金告示第2条第8号関係）

支給対象障害者は、在宅勤務コーディネーターによる雇用管理及び業務管理の実施の期間が10年以下である者に限ることとしたこと。

### 3 職場適応援助者助成金の創設（新法第49条第1項第4号の2等関係）

#### (1) 趣旨

知的障害者や精神障害者の雇用が進む中で、職場実習や職場定着段階における支援の必要性が高まっており、職場適応援助者の果たす役割は一層重要となってきた。また、福祉施設等に在籍する障害者の一般雇用への移行が課題となる中で、施設における就労支援機能の育成・強化が必要とされている一方、企業においても、職場定着や精神障害者の復職過程における職場適応援助者の役割に対するニーズが一層高まっている。

このため、福祉施設の機能再編等の施策も踏まえながら、身近な地域において就労移行支援機能を果たす福祉施設が、そのノウハウをいかしてより効果的な職場適応援助を行うことができるような制度とするとともに、障害者を雇用する事業主が会社の業務内容を熟知している職場適応援助者を自ら配置し職場適応援助を行うことが可能となるような制度とする必要がある。

そこで、障害者雇用納付金制度において職場適応援助者助成金を創設することとし、福祉施設等が行う職場適応援助者による援助の実施について助成金を支給するとともに、事業主が自ら職場適応援助者を配置し職場適応援助者による援助を行うことについて助成金を支給することとしたこと。

#### (2) 第1号職場適応援助者に係る助成金（新法第49条第1項第4号の2イ及び新規則第20条の2の3第1項第1号等関係）

##### イ 支給対象（新規則第20条の2の3第1項第1号関係）

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（以下「社会福祉法人等」という。）であって、支給対象障害者が職場に適応することを容易にするための第1号職場適応援助者による援助の事業を行うもの（当該事業を適正に行うことができると機構が認めるものに限る。）を支給対象としたこと。

##### ロ 支給対象障害者（新規則第20条の2の3第1項第1号関係）

身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者（以下「発達障害者」という。）その他職場適応援助者（法第20条第3号にいう職場適応援助者をいう。以下同じ。）

による援助が特に必要であると機構が認める者であって、職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認めるものを支給対象障害者としたこと。

ハ 第1号職場適応援助者（新規則第20条の2の3第2項関係）

- ① 第1号職場適応援助者とは、職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したものであって、社会福祉法人等が行う職場適応援助者による援助の事業により行われる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいうこととしたこと。
  - (i) 法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う第1号職場適応援助者の養成のための研修
  - (ii) 第1号職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修
- ② 社会福祉法人等が行う職場適応援助者による援助の事業により行われる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものとは、障害者の就労支援に係る業務を1年以上行った者であること等の要件を満たすものとしたこと。
- ③ 平成17年10月1日前に障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターで行われた職場適応援助者の養成のための研修は、①(i)の第1号職場適応援助者の養成のための研修に含まれるものであること。
- ④ ①(ii)の厚生労働大臣が定める研修を定める基準及び手続きについては、別途通達するものであること。

ニ 支給額（職場適応援助者助成金告示第1条関係）

- ① 第1号職場適応援助者による援助の実施  
支給額は、第1号職場適応援助者1人当たり1日につき1万4,200円（援助の時間数が機構が別に定める時間数（3時間）に満たない場合は、1日当たり7,100円）とし、限度額は、第1号職場適応援助者1人当たり1ヶ月につき28万4,000円とすることとしたこと。
- ② 雇用前支援における協力事業主の受入れ  
支給額は、雇用前支援における受入れ費用として社会福祉法人等が協力事業主に対して支給した額とし、限度額は1日につき2,500円（ただし、1月につき5万円を限度とする。）としたこと。
- ③ 研修の受講に係る旅費  
支給額は、ハ①(i)又は(ii)の研修の受講に係る旅費とすることとしたこと。

ホ 支給対象期間（職場適応援助者助成金告示第3条第1号及び第2号関係）

- ① 第1号職場適応援助者による援助の実施  
支給対象期間は、第1号職場適応援助者が援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って実施される援助の期間としたこと。ただし、障害者1人1回の援助につき1年8ヶ月を支給対象期間の限度としたこと（機構が定めるところにより、事前支援、集中支援及び移行支援に係る支給対象期間

の限度を8ヶ月、フォローアップに係る支給対象期間の限度を1年としたこと)。

② 雇用前支援における協力事業主の受入れ

支給対象期間は、第1号職場適応援助者が援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って事業主が障害者の受入れを行っている期間としたこと。

(3) 第2号職場適応援助者に係る助成金(新法第49条第1項第4号の2ロ及び新規則第20条の2の3第1項第2号等関係)

イ 支給対象事業主(新規則第20条の2の3第1項第2号関係)

支給対象障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う第2号職場適応援助者の配置を行う事業主(第2号職場適応援助者による援助を適正に行うことができると機構が認めるものに限る。)を支給対象事業主としたこと。

ロ 支給対象障害者(新規則第20条の2の3第1項第2号関係)

支給対象障害者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者としたこと。

ハ 第2号職場適応援助者(新規則第20条の2の3第3項関係)

① 第2号職場適応援助者とは、職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したものであって、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものをいう。

(i) 法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う第2号職場適応援助者の養成のための研修

(ii) 第2号職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

② 事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認めるものとは、障害者職業生活相談員の資格を取得した後、障害者である労働者に関する相談及び指導を5年以上行った者であること又は特例子会社・重度障害者多数雇用事業所において障害者である労働者の支援に関する業務を3年以上行った者であること等の要件を満たすものとしたこと。

③ ①(ii)の厚生労働大臣が定める研修を定める基準及び手続きについては、別途通達するものであること。

ニ 支給額(職場適応援助者助成金告示第2条関係)

支給額は、第2号職場適応援助者の配置による援助の実施に要する費用の額に4分の3を乗じて得た額とし、限度額は第2号職場適応援助者1人当たり1ヶ月につき15万円としたこと。

ホ 支給対象期間(職場適応援助者助成金告示第3条第3号関係)

支給対象期間は、第2号職場適応援助者が援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って実施される援助の期間(その期間が障害者1人1回の援助につき6ヶ月を超えるときは、障害者1人1回の援助につき6ヶ月)としたこと。

こと。ただし、障害者1人につき通算して1年を支給対象期間の限度としたこと。

#### 4 助成金の支給対象障害者の拡大（新法第74条第1項及び新規則第34条関係）

障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者を除く。）のうち、発達障害者その他職場適応援助者による援助が特に必要であると機構が認める障害者については、職場適応援助者助成金の支給対象障害者に加えるものとする。

#### 第4 障害者雇用調整金及び報奨金の支給先の範囲拡大（新法第50条第4項及び附則第4条第5項関係）

障害者雇用調整金又は報奨金の支給先については、改正前は特例子会社を設立した親事業主に対して支給するとしていたが、多数の障害者を雇用することで実際に経済的負担が発生している特例子会社が障害者雇用調整金又は報奨金を直接に受給できず、合理的とは言えない面があるとの指摘もなされていた。こうしたことから、特例子会社制度（子会社が雇用する労働者をその親事業主が雇用する労働者とみなすことができる特例をいう。）に基づき親事業主に対して支給する障害者雇用調整金及び報奨金については、機構は、当該親事業主又は当該子会社のうちのいずれかに対して支給することができるものとしたこと。

#### 第5 罰則規定の整備（新法第86条、第86条の2及び第87条関係）

罰金額の引上げその他罰則について所要の規定の整備を行うものとしたこと。

なお、本文中に用いた法令等の略称は、次のとおりである。

改正法＝障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第81号）

新法＝改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）

整理政令＝障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成17年政令第309号）

改正省令＝障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第153号）

新規則＝改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）

新作業施設助成金告示＝改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件（平成15年厚生労働省告示第338号）

改正重度介助助成金告示＝障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者介助等助成金の額等を定める件の一部を改正する件（平成17年厚生労働省告示第451号）

新介助助成金告示＝改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件（平成15年厚生労働省告示第340号）

職場適応援助者助成金告示＝障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等を定める件（平成 17 年厚生労働省告示第 452 号）

継続助成金廃止告示＝障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める中途障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度中途障害者等職場適応助成金の額等を定める件を廃止する件（平成 17 年厚生労働省告示第 454 号）

機構＝独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構